

食育推進会議運営規則 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>(委員の欠席)</p> <p>第3条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、<u>国務大臣</u>である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、代理人を出席させることができる。この場合にあっては、当該代理人に議決権を行使させることはできない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審議の内容等の公表)</p> <p>第5条 会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当な方法により、<u>農林水産省</u>において公表する。</p> <p>(議事要旨)</p> <p>第6条 会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、<u>農林水産省</u>においてこれを公表する。</p>	<p>(委員の欠席)</p> <p>第3条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、<u>国務大臣</u>である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、<u>副大臣又は副長官</u>を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審議の内容等の公表)</p> <p>第5条 会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当な方法により、<u>内閣府</u>において公表する。</p> <p>(議事要旨)</p> <p>第6条 会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、<u>内閣府</u>においてこれを公表する。</p>